

後期高齢者医療 保険証が変わります 保険料が決まりました

現在お使いの後期高齢者医療の保険証（さくら色）の一斉更新を行なっています。

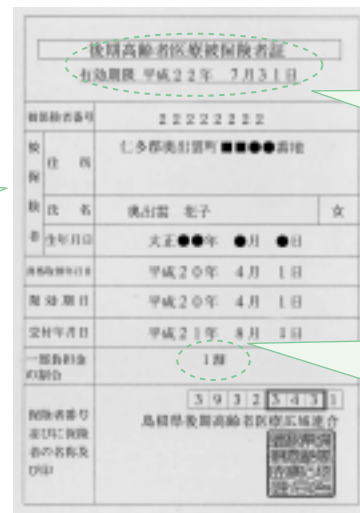
問1 どうやって届きますか？

お一人ごとに郵送いたします。
7月末までに、郵送方法は「簡易書留」で送付しますので、配達時に受取確認をお願いします。
ご不在のため、不在票が届いた場合は、郵便局へご確認ください。

問2 何が変わるの？

保険証の色が変わります。
・これまでお使い頂いていた「さくら色」から「藤色」になります。
・用紙も少し厚く丈夫になります。
有効期限が「平成22年7月31日」までになります。
前年の所得により負担割合（1割・3割）が変わる方がいらっしゃいます。

色が藤色になります。



新しい保険証の有効期限は平成22年7月31日です

1割・3割が変更になっている場合があります。届いた保険証をご確認ください。

問3 さくら色の古い保険証はどうすればいいの？

8月になりましたら、役場に返却していただくか、各自で処分してください。

後期高齢者医療保険料についてのお問合せは・・・

健康福祉課・後期高齢者医療担当 電話：54-2781 有線：31-5123
島根県後期高齢者医療広域連合 業務課 電話：0852-20-7525

「奥出雲町特典付商品券」第2弾 発行

～引換券1枚と現金10,000円で12,000円分の商品券～

ご好評いただきました、「奥出雲町特典付商品券」を発行します。

<配布方法> 引換券は、今月の広報紙と一緒に配布しています。（世帯ごとに封入）

<引換期間> 平成21年8月1日～9月30日

<使用期限> 平成21年11月30日まで

詳しいことは、各世帯に配布しますパンフレットをご覧ください。

お問合せ先 奥出雲町商工会本所 有線 31-0158 電話 54-0158

今年度の後期高齢者医療保険料について

7月中旬に対象の方一人ひとりに、通知をお送りしていますので、必ずご確認ください。

【よくあるご質問】

問1. どのような通知書が届くのですか？

納付方法により、通知書が異なります。
同じ世帯の方でも、納付方法により異なる通知書が届く場合があります。



<p>・4月から保険料を「年金天引き（特別徴収）により納付されている方で、10月の年金以降も同じ方法で納付して頂く方に届きます。</p>	<p>・ 以外の方に届きます。 ・7月分の納付書を同封していますので、納付方法、納付期限をご確認ください。 （既に保険料の口座振替の手続きをされている方は、納付書は入っていません）</p>
--	--

問2. 保険料の金額はどうやって決まるのですか？

保険料は、「所得割額」と「均等割額」の合計です。実際の金額は、通知書をご確認ください。

「所得割額」・・・（所得額 - 基礎控除額）× 7.35%

（「所得額」ですので、社会保険料控除や医療費控除等をする前の金額です）

「均等割額」・・・基本額は年額39,670円です。

ただし、世帯の所得状況により軽減制度（2～9割）が適用されます。

問3. 納付方法は どうやって決まるのですか？

保険料の金額、受給される年金の種類・金額等により決定します。

昨年度は年金天引きにより納付されていた方でも、今年度は の通知書と一緒に納付書が届く場合があります。様々な場合がありますので、ご不明な場合はお問合せください。